

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
高知県公営企業局告示	ページ
◎告示（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部改正	1

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第4号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

令和4年12月9日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

1の表中

胎盤処置料	1件につき1,100円
-------	-------------

を

胎盤処置料	1件につき1,100円
乳房マッサージ料	1件につき1,550円

に改める。

2の表中

乳房マッサージ料	1件につき1,550円
----------	-------------

を削る。

3の表中

おむつ代	1件につき実費相当額
------	------------

を

	1件につき実費相当額（助産に係る場合は、当該実費相当額から消費税法第29条に規定
--	--

おむつ代

する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）を減じて得た額

に改める。